



平成 28 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 住 友 不 動 産 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 仁 島 浩 順
(コード 8 8 3 0 東証第一部)
問合せ先 広報部長 副 島 伸 一
(TEL. 0 3 - 3 3 4 6 - 1 0 4 2)

当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の更新について

当社は、平成 19 年 5 月 17 日付当社取締役会決議に基づき、当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針を導入し、同年 6 月 28 日付当社第 74 期定時株主総会決議に基づき同方針を継続後、平成 22 年 6 月 29 日付当社第 77 期定時株主総会決議および平成 25 年 6 月 27 日付当社第 80 期定時株主総会決議に基づき同方針を一部変更の上更新しております（以下、変更後の対応方針を「現方針」といいます。）が、その有効期間は、平成 28 年 6 月開催予定の当社第 83 期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）終結時までとなっております。当社では、現方針への更新後も社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向および様々な議論の進展を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益向上に関する取組みのひとつとして、現方針の在り方について引続き検討してまいりました。

当社は、かかる検討の結果、本日の当社取締役会決議において、本定時株主総会における当社株主の皆様のご承認を条件に、現方針を更新すること（以下「本更新」といい、更新後の対応方針を「本方針」といいます。）といたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。本更新を決定した当社取締役会決議では、社外取締役 2 名および社外監査役 2 名を含む当社監査役全員より、本更新に異議がない旨の意見が述べられております。なお、平成 28 年 3 月 31 日現在における当社の大株主の状況は、別紙 4 のとおりです。また、当社は本日現在、当社株式の大規模買付行為に関する提案等を一切受けていないことを申し添えます。

当社取締役会は、本定時株主総会において、本更新について株主の皆様のご承認をいただくため議案としてお諮りすることとします。これは、本方針の採用およびそれに基づく対抗措置の発動については、株主の皆様に重大な影響を与えるため、本更新のためのプロセスとして、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

本方針においては、現方針の内容から実質的な変更はありません。

1. 当社の企業価値ひいては株主共同の利益向上に関する取組み

- (1) 当社グループは、3年毎に策定する中期経営計画の達成を最重要課題とし、これを着実に遂行することにより企業価値を高めてまいりました。

バブル崩壊の打撃を克服し過去最高業績の回復を目指した第一次中期経営計画（平成9年4月～平成13年3月）を皮切りに、これまでに6つの経営計画を遂行、計画毎に所期の目標を着実に達成してまいりました。

本年3月に終了した「第六次中期経営計画（平成25年4月～平成28年3月）」は、当社の強みである成長力の「持続」と「加速」を最重要課題と捉え、平成20年3月期に達成した単年度の最高業績並びに、3ヵ年累計での中計最高業績更新を目標に掲げてスタートしました。期間中、消費税率の引き上げが実施されましたが、「アベノミクス」による株高・円安への転換で景気は上向き、経営環境は総じて良好に推移しました。その結果、3ヵ年の累計業績は、売上高では当初目標に届かなかったものの、営業利益と経常利益はともに当初目標を超過達成することができました。また、単年度でも、平成20年3月期の過去最高業績を初年度で更新、最終年度まで3期連続で最高業績の更新を達成しております。

今般発表した新しい経営計画「第七次中期経営計画（平成28年4月～平成31年3月）」では、好況に支えられた前六次の環境が七次は続かないという見通しに立ちつつも、前中計で達成した中計最高業績をさらに更新し、「増収増益路線」を堅持することを目標に掲げております。

- (2) 当社グループは、総合的な事業遂行能力、いわば企業力を高めることが企業価値の増大に繋がり、ひいては株主共同の利益に資すると考えております。

当社グループは、東京都心のオフィスビルを中核とする不動産賃貸事業、首都圏を中心に全国主要都市でマンション分譲事業を展開する不動産販売事業、「新築そっくりさん」や注文住宅、リフォームなどの建設請負を行う完成工事業、不動産の仲介や販売代理を行う不動産流通事業を4本柱としております。賃貸事業と販売事業は、土地ありきで多額の先行投資を要し、商品化してからテナントや購入者を募集する「見込み生産事業」に、また、完成工事業と流通事業は、先行投資は不要である一方、多数の人員投入を必要とする、まず顧客ありきの「受注生産事業」に分類されます。当社グループが着実に業績を拡大できたのは、これら性格の異なる主力事業が相互に補完し合い、バランス良く成長を遂げたからで、まさに、グループの一体運営が企業価値増大の大きな要因であったといえます。

当社の事業のうち、「見込み生産事業」である賃貸、販売の2事業は、上述の通り、まず用地を取得し、かつ計画期間内に建物が竣工しなければ収益に計上できない投資先行型の事業です。当社は、常に将来に向けた適切な先行投資を行うのが本業であり、これら2事業には、投資が一定の時間差をおいて収益に貢献し、企業価値の増大に結びつくという性格が内在されています。

また、当然ながら、賃貸事業では良質のオフィスビルを単に保有、賃貸するだけでなく、入居テナントへのサービスの改善や管理の効率化、営業力の強化が収益力の増大につながります。販売事業においても、顧客のニーズを捉えた意匠や機能を実現した上で、有効な販売戦略を採ることが利益の極大化に寄与します。このよう

に、賃貸、販売の 2 事業は、総合的な事業遂行能力、いわば企業力が事業の収益性を大きく左右するものであります。そのため当社は、ビル管理やテナント募集、マンション販売などを自社で行う直接主義を重視し、顧客や現場の実態を的確に把握した上で、常に商品企画の改善や業務効率化、営業力強化などに鋭意取り組んでまいりました。その結果、いずれの事業においても高い収益性を実現し、保有不動産の資産価値を増大させ、ひいては企業価値を増大させてきたものと自負いたしております。なお、本日開示した「賃貸等不動産の時価」にも、このような当社の事業遂行能力に裏打ちされた各オフィスビルの収益性が反映されています。

(3) 事業展開にあたり、経営・執行・監督の各体制・機能も強化してまいりました。

まず、第三次中期経営計画に着手した平成 16 年 4 月に、取締役の報酬体系を退職慰労金制度と役員賞与を全廃して業績連動報酬に一本化するという改革を断行しました。また平成 27 年 6 月には、さらなる経営効率の向上およびコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図ることを目的として、社外取締役 2 名を選任しました。

監査役会につきましては、社外監査役 2 名を選任するとともに、取締役会その他の重要会議への出席等により、随時各部門を視察、内部監査部門や外部の会計監査とも協働して、経営監視体制の充実強化が図られております。

このように当社グループは、企業価値の増大と株主共同の利益向上に向けて積極的な取組みを中断なく行い、大きな成果を挙げてまいりました。しかるに、巨額の資金を動かせる市場参加者が多数存在している現状では、多様な判断ないし思惑が入り乱れることによって、当社株式に対し異常な投資行動が生じる恐れ無しとは申せません。中長期的な展望に基づき、着実な株主価値の向上を目指す当社といたしましては、これまで多大な成果を収めてきた経営手法が一部の異常な思惑によって妨げられることのないよう予め方策を講じておくことが、株主共同の利益に合致すると判断したものであります。

2. 本方針に関する基本的な考え方

当社は、①特定株主グループ（注 1）の議決権割合（注 2）を 20%以上とすることを目的とする当社株式の買付行為、②結果として特定株主グループの議決権割合が 20%以上となる当社株式の買付行為、または③結果として特定株主グループの議決権割合が 20%以上となる当社の他の株主との合意等（注 3）（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、このような買付行為または合意等を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）が開始された場合において、これを受け入れるかどうかは、原則として、当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えておりますが、当該大規模買付行為につき、当社株主の皆様が企業価値ひいては株主共同の利益への影響を適切に判断するためには、大規模買付者および当社取締役会の双方から、当社株主の皆様に必要なかつ十分な情報・意見・代替案などの提供と、それらを検討するための必要かつ十分な時間が確保される必要があると考えます。

当社取締役会は、このような基本的な考え方に立ち、以下のとおり、当社株式の

大規模買付行為に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求めます。大規模買付者がこの大規模買付ルールを遵守しない場合、あるいは遵守した場合でも、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかであるときや、企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうときには、当社取締役会として一定の措置を講ずる方針です。

なお、大規模買付情報提供期間（3. で定義されます。）を延長するか否か、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、当該大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかである場合や企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合に該当するか否か、対抗措置をとるべきか否か、および本方針を修正すべきか否か等、本方針にかかる重要な事項に関する当社取締役会の判断の客観性、公正性および合理性を担保するため、当社取締役会は、社外の学識経験者、弁護士、公認会計士等から選任される特別委員会に対し諮問し、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。

3. 大規模買付ルールの設定

当社取締役会としては、大規模買付行為は、以下に定める大規模買付ルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考えます。この大規模買付ルールとは、当社株式の大規模買付行為が行われる場合に、原則として、①大規模買付者に対し、事前に当社取締役会に対して当該大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、②当社取締役会による一定の評価期間が経過するまで大規模買付行為の開始をお待ちいただくというものです。

具体的には、まず、大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断および取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「大規模買付情報」といいます。）を提供していただきます。大規模買付情報の具体的内容は大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりです。

- ① 大規模買付者およびそのグループの概要
- ② 大規模買付行為の目的および内容（特に、当社株式の一部のみの買付けの場合には、買付予定株式数の上限設定についての考え方やその後の資本構成の変更についての予定を含みます。）
- ③ 買付対価の算定根拠および買付資金の裏付け
- ④ 大規模買付行為完了後に意図する当社グループの経営方針（事業計画（既存事業の再編計画、新規事業計画、設備投資計画を含みます。）、財務計画、資本政策、配当政策、労務政策、資産活用策等、その経営方針を具体的に実現するための施策に加え、大規模買付者自身の事業と当社および当社グループの事業との統合・連携や、大規模買付者と当社および当社グループとの間の利益相反を回避するための具体的な措置についての考え方を含みます。）
- ⑤ 大規模買付行為完了後に意図する当社グループの顧客、サプライヤー、地域社会、従業員その他の当社グループに係る利害関係者に関する方針

- ⑥ 大規模買付者が当社および当社グループの事業と同種の事業を営んでいる場合、独占禁止法や海外競争法に照らした大規模買付行為の適法性についての考え方

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社取締役会宛に、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書をご提出いただくこととします。意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要を明示していただきます。当社取締役会は、この意向表明書の受領後 10 営業日以内に、大規模買付者から当初提供していただくべき大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付します。なお、当初提供していただいた情報だけでは大規模買付情報として不足していると考えられる場合、必要かつ十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報提供をしていただき、原則として当社取締役会から大規模買付者に対して大規模買付情報のリストが交付されてから 60 日以内に大規模買付情報の提供を完了していただくこととします（以下「大規模買付情報提供期間」といいます。）。もっとも、大規模買付情報の具体的な内容は大規模買付行為の内容および規模によって異なることもありうるため、当社取締役会は、大規模買付行為の内容および規模ならびに大規模買付情報の具体的な提供状況を考慮して、特別委員会の勧告に基づき、大規模買付情報提供期間を最長 30 日間延長することができるものとします。なお、大規模買付者から意向表明書が提出された場合には、適時に開示します。また、当社取締役会に提供された大規模買付情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

次に、当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付情報提供期間が終了した後、60 営業日（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）または 90 営業日（その他の大規模買付行為の場合）を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）とし、取締役会評価期間を開始した事実は適時に開示します。なお、暦日とするのに比べ長い期間としているのは、当社グループの事業が多岐にわたっており、全国各地に加え海外にも事業展開している中で、取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案を、株主、取引先、顧客等の利害関係者との関係、事業に関連する諸法令の規制、従業員の雇用などを勘案して、慎重に進めていく必要があるためです。従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。取締役会評価期間中、当社取締役会は外部専門家の助言を受けながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、取締役会としての意見を開示します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

4. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

- (1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者によって大規模買付ルールが遵守されない場合には、当社取締役会

は、企業価値ひいては株主共同の利益の保護を目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律および当社定款が取締役会の権限として認める措置をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。対抗措置の発動は、弁護士、財務アドバイザーなどの外部専門家の意見も参考にし、特別委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定します。具体的な対抗措置については、その時点で相当と認められるものを選択することとなります。具体的対抗措置として新株予約権無償割当てを行う場合の概要は、原則として別紙3記載のとおりとします。なお、新株予約権を発行する場合には、対抗措置としての効果を勘案した行使期間および行使条件を設けることがあります。

なお、今回の大規模買付ルールの設定およびそのルールが遵守されなかった場合の対抗措置は、企業価値ひいては株主共同の利益を保護するための相当かつ適切な対応であると考えます。他方、このような対抗措置により、結果的に、大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者に経済的損害を含む何らかの不利益を発生させる可能性があります。大規模買付ルールを無視して大規模買付行為を開始することのないように予め注意を喚起いたします。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付ルールは、当社の経営に影響力を持ち得る規模の当社株式の買付行為について、企業価値ひいては株主共同の利益を保護するという観点から、株主の皆様、このような買付行為を受け入れるかどうかの判断のために必要な情報や、現に経営を担っている当社取締役会の評価意見を提供し、さらには、代替案の提示を受ける機会を保障することを目的とするものです。したがって、大規模買付ルールが遵守されている場合、原則として、当社取締役会の判断により対抗措置を発動するものではありません。

しかしながら、例外的に、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していても、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかである場合や企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合であると、弁護士、財務アドバイザーなどの外部専門家の意見も参考にし、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会が判断したときには、4(1)で述べた大規模買付行為を抑止するための措置をとることがあります。かかる対抗措置をとることを決定した場合には、適時適切な開示を行います。具体的には、以下の類型に該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかである場合や企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合に該当するものと考えます。

なお、当社取締役会は、対抗措置の発動にあたり、株主の皆様の意思を確認することが適切であると判断する場合には、これに要する時間等を勘案した上で、株主総会を招集する等の方法により、株主の皆様の意思を確認することができるものとします。この場合には、大規模買付者に対し、かかる株主の皆様の意思の確認手続が完了するまで大規模買付行為の開始をお待ちいただきます。

- (i) 次の①から④までに掲げる行為等により企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買収行為を行う場合

- ① 株式を買い占め、その株式について会社側に対して高値で買取り

を要求する行為

- ② 会社を一時的に支配して、会社の重要な資産等を廉価に取得する等会社の犠牲の下に買収者の利益を実現する経営を行うような行為
 - ③ 会社の資産を買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - ④ 会社経営を一時的に支配して会社の事業に当面関係していない高価資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- (ii) 強圧的二段階買収（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）など株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買収行為を行う場合
 - (iii) 大規模買付者による支配権取得により、当社グループの顧客・サプライヤー・地域社会・従業員その他の利害関係者の利益が損なわれ、それによって長期的に企業価値ひいては株主共同の利益が著しく毀損される場合
 - (iv) 買付の条件（対価の価額・種類、買付の時期、買付方法の適法性、買付の実現可能性、買付後における当社の顧客・サプライヤー・従業員その他の利害関係者の処遇方針等を含みます。）が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に鑑み著しく不十分または不適当な買付である場合

(3) 特別委員会の設置

本方針を適正に運用し、当社取締役会の判断の客観性、公正性および合理性を担保するため、当社は、取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置いたします。特別委員会の委員は 3 名とし、社外の学識経験者、弁護士、公認会計士、税理士、社外取締役、社外監査役、経営経験豊富な企業経営者などを対象として選任するものとします。（特別委員会の概要につきましては別紙 1 をご参照願います。）なお、本方針更新時の特別委員会委員の氏名および略歴は、別紙 2 のとおりです。

当社取締役会は、大規模買付情報提供期間を延長するか否か、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、当該大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかである場合や企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合に該当するか否か、対抗措置をとるべきか否か、および本方針を修正すべきか否か等、本方針にかかる重要な判断にあたっては、特別委員会に対し諮問し、特別委員会の勧告を受けるものとし、当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとしたします。

特別委員会は、当社の費用で、当社経営陣から独立した第三者（財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得たり、当社の取締役、監査役、従業員等に特別委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求めたりしながら、当社取締役会から諮問を受けた事項について審議・決議し、その決議の内容に基づいて、当社取締役会に対し勧告を行います。

5. 当社株主の皆様・投資家の皆様に与える影響等

対抗措置の発動によって、当社株主の皆様（大規模買付者およびその特定株主グループを除きます。）が経済面や権利面で損失を被るような事態は想定しておりませんが、当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令および金融商品取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。対抗措置として新株予約権の無償割当てを実施する場合には、新株予約権を行使して株式を取得するために、株主の皆様には、所定の期間内に一定の金額の払込みを完了していただく必要があります。また、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主の皆様には新株を交付することがあります。これらの手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することとなった際に、法令および金融商品取引所規則に基づき別途お知らせいたします。

なお、当社は、新株予約権の割当ての基準日や新株予約権の割当ての効力発生後においても、例えば、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、新株予約権の行使期間開始日の前日までに、新株予約権の割当てを中止し、または当社が新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、1株あたりの価値の希釈化は生じませんので、1株あたりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売付等を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

6. 本方針の有効期間

本方針の有効期間は、本定時株主総会の日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとし、以後も同様とします。

なお、当社取締役会は、本方針を継続することを決定した場合、その旨を速やかにお知らせします。また、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益保護の観点から、会社法および金融商品取引法を含めた関係法令の整備・改正等を踏まえ、本方針を随時見直していく所存です。

また、本方針はその有効期間中であっても、当社株主総会において本方針を廃止する旨の決議が行われた場合、または当社取締役会により本方針を廃止する旨の決議が行われた場合は、その時点で廃止されるものとします。また、当社取締役会は、本方針の有効期間中であっても、特別委員会の勧告を最大限尊重して、本方針を修正する場合があります。

7. 本方針の合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本方針は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」（以下「指針」といいます。）の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、

事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しており、指針の定める上記三原則を基本としつつ、経済産業省に設定された企業価値研究会が平成 20 年 6 月 30 日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他の買収防衛策に関する実務・議論を勘案した内容となっております。さらに、本方針は、東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨に合致するものです。

(2) 企業価値ひいては株主共同の利益の向上の目的をもって更新されていること

本方針は、大規模買付行為が行われる場合に、買付に応じるべきか否かを当社株主の皆様適切にご判断していただけるように、当社取締役会が大規模買付者から必要な情報を入手するとともに、その大規模買付行為を評価・検討する時間を確保し、当社株主の皆様へ代替案も含めた判断のために必要な情報を提供することを可能とすることで、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるという目的をもって更新されるものです。

(3) 株主意思を尊重するものであること

現方針から本方針への更新は、本定時株主総会での当社株主の皆様のご承認により同日より発効することとし、本方針の有効期間は本定時株主総会の日から 3 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとしています。また、本方針は、その有効期間中であっても当社株主総会において本方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとしており、株主意思を尊重するものとなっています。

また、当社取締役会は、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかであるとの判断が困難である場合、または企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうとの判断が困難である場合には、対抗措置発動の可否について、当社株主総会において株主の皆様の意思を確認することとしています。

(4) 独立性の高い特別委員会の判断の重視

本方針を適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性、公正性および合理性を担保するため、取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置しております。特別委員会の委員は 3 名とし、社外の学識経験者、弁護士、公認会計士、税理士、社外監査役、経営経験豊富な企業経営者などを対象として選任するものとします。当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、当該大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかである場合や企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合に該当するか否か、対抗措置をとるべきか否か、および本方針を修正すべきか否かを判断するにあたっては、特別委員会に対し諮問し、特別委員会の勧告を受けるものとし、当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重するものいたします。

(5) 合理的な客観的要件の設定

本方針は、合理的かつ詳細な客観的要件が充たされなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものと考えます。

注1： 特定株主グループとは、（i）当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の所有者（同法第27条の23第1項に規定する所有者をいい、同条第3項に基づき所有者に含まれる者を含みます。）およびその共同所有者（同法第27条の23第5項に規定する共同所有者をいい、同条第6項に基づき共同所有者とみなされる者を含みます。）、または（ii）当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2： 議決権割合とは、（i）特定株主グループが、注1の（i）の記載に該当する場合は、当社の株券等の所有者の株券等保有割合（金融商品取引法27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該所有者の共同所有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。）、または（ii）特定株主グループが、注1の（ii）の記載に該当する場合は、当社の株券等の買付け等を行う者およびその特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。議決権割合の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3： 当社の他の株主との合意等とは、共同して当社株券等を取得し、若しくは譲渡し、または当社の株主としての議決権その他の権利を行使することの合意その他金融商品取引法第27条の23第5項および第6項に規定する共同所有者に該当することとなる行為をいいます。

以 上

特別委員会の概要

1. 設置

特別委員会は、当社取締役会の決議により設置される。

2. 構成員

特別委員会は、当社取締役会により委嘱を受けた社外の学識経験者、弁護士、公認会計士、税理士、社外取締役、社外監査役、経営経験豊富な企業経営者など3名で構成される。

3. 任期

特別委員会の委員の任期は、当社取締役会の決議によって定める。

4. 決議要件

特別委員会の決議は、原則として、特別委員会の全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。但し、特別委員会の全員が出席できない事情がある場合には、特別委員会の決議は、特別委員会の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。

5. 決議事項

特別委員会は、当社取締役会の諮問がある場合には、これに応じ、原則として以下の各号に記載された事項について決定し、その決定の内容をその理由を付して当社取締役会に勧告するものとする。なお、特別委員会の各委員は、当該決定にあたっては、企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自らまたは当社取締役の個人的利益を図ることを目的としては行わないものとする。

- ① 大規模買付情報提供期間を延長するか否か
- ② 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か
- ③ 大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかである場合や企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合に該当するか否か
- ④ 対抗措置をとるべきか否か
- ⑤ 本方針を修正すべきか否か
- ⑥ その他本方針に関連し、当社取締役会が諮問した事項

6. 専門家等の助言

特別委員会は、適切な判断を確保するために、上記5.の判断に際して、必要かつ十分な情報収集に努めるものとし、当社の費用で、当社経営陣から独立した第三者（財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。

以 上

特別委員会委員の略歴

本方針更新時の特別委員会の委員は、以下の3名とします。

宇野 皓三（うの こうぞう）

<略 歴>

昭和 8 年 7 月生

昭和38年 8月 公認会計士登録 現在に至る

昭和44年 7月 監査法人朝日会計社（現 有限責任 あずさ監査法人）代表社員

昭和49年 4月 税理士登録 現在に至る

昭和49年 5月 公認会計士宇野皓三事務所開設 現在に至る

平成 5 年10月 朝日監査法人（現 有限責任 あずさ監査法人）副理事長

平成 9 年 5月 同法人理事長

平成11年 5月 同法人会長

平成13年 5月 同法人退任

※平成28年6月開催の当社第83期定時株主総会において、補欠監査役に選任する旨の議案を上程する予定であります。

米倉 弘昌（よねくら ひろまさ）

<略 歴>

昭和12年 3月生

昭和35年 4月 住友化学工業株式会社入社

平成12年 6月 同社 代表取締役社長

平成16年10月 住友化学株式会社に社名変更

平成21年 4月 同社 代表取締役会長

平成22年 5月 一般社団法人日本経済団体連合会会長

平成26年 6月 同会名誉会長 現在に至る

住友化学株式会社相談役 現在に至る

平成27年 6月 当社取締役 現在に至る

※当社は、米倉弘昌氏を、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。同氏の出身である住友化学株式会社と当社との間には、若干の取引関係等がありますが、その規模、性質等に照らして、特別委員会委員としての独立性に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。

井上 幸彦（いのうえ ゆきひこ）

<略 歴>

昭和12年11月生

昭和37年 4月 警察庁入庁

平成 元年 6月 千葉県警察本部長

平成 6 年 9月 警視総監

平成15年 9月 公益財団法人日本盲導犬協会理事長 現在に至る

上記各氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

以 上

新株予約権概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主および発行条件

当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「対象株式数」という。）は当社取締役会が別途定める数とする。但し、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者は、原則として新株予約権を行使することができない。また、外国の適用法令上、当該法令の管轄地域に所在し新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる者も、原則として新株予約権を行使することができない（但し、当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる者等の一定の者は行使することができるほか、この者の有する新株予約権も、後記8. のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象とする。）。さらに、特定株主グループに属する者でないこと等について確認する当社所定の書式による書面を提出しない者（但し、当社がかかる書面の提出を求めなかった者を除く。）も、本新株予約権を行使することができない。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

7. 新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めた日を初日（以下かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」という。）とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とする。なお、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

8. 当社による新株予約権の取得

①当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての新株予約権を無償にて取得することができるものとする。

②当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、特定株主グループに属する者および取得がなされる日までに特定株主グループに属する者でないこと等について確認する当社所定の書式による書面を提出しない者（但し、当社がかかる書面の提出を求めなかった者を除く。）以外の者が有する新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。

また、かかる取得がなされた日以降に、新株予約権を有する者のうち特定株主グループに属する者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合（例えば、取得がなされた日までに本 8. ②前段に定める当社所定の書式による書面を提出しなかったが、その後、当該者が特定株主グループに属する者でないと認められた場合等。但し、かかる取締役会の認定にあたり、当社は、本 8. ②前段に定める当社所定の書式による書面の提出を求めることができる。）には、上記の取得がなされた日より後の当該当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、当該者の有する新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とする。

③取得条項の詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

以 上

当社の大株主の状況

平成 28 年3月 31 日現在の当社の大株主の状況は以下のとおりです。

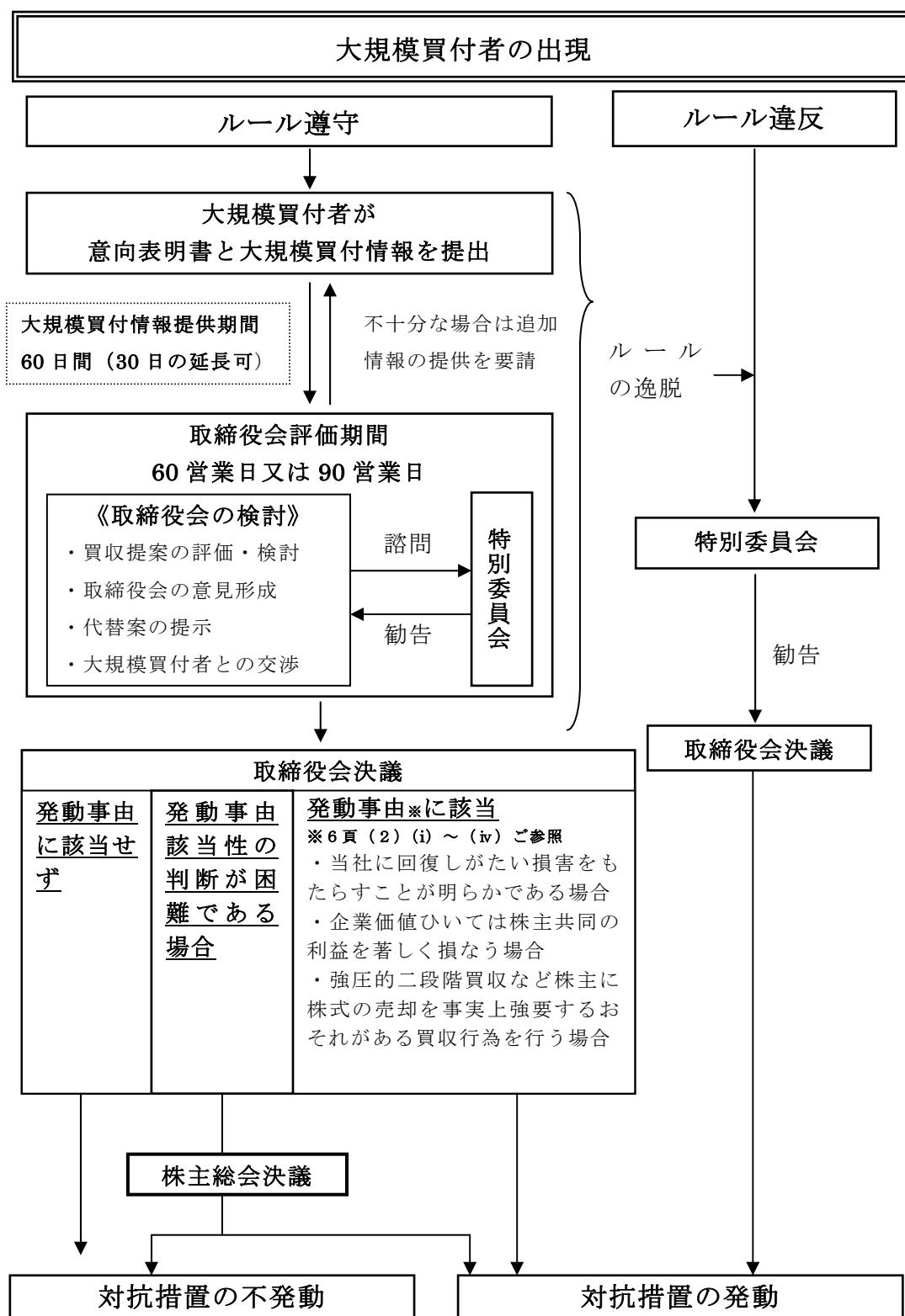
株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	株 26,626,000	% 5.62
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	26,202,000	5.53
株式会社三井住友銀行	11,990,199	2.53
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	10,650,000	2.25
株式会社大林組	7,527,589	1.59
清水建設株式会社	7,500,000	1.58
THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV 10	7,224,040	1.52
三井住友海上火災保険株式会社	6,740,000	1.42
STATE STREET BANK - WEST PENSION FUND CLIENTS - EXEMPT 505233	6,551,078	1.38
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	6,528,425	1.38
合 計	117,539,331	24.80

(注) 1.上記のほか、当社が自己株式 2,106,745 株を保有しております。

2.持株比率は自己株式を控除して計算しております。

以 上

本方針のイメージ図



上記イメージ図は、あくまで本方針の概要を分かりやすく説明するための参考資料として作成されたものであり、本方針の詳細については、プレスリリース本文をご覧ください。